

議案第 49 号

日出町手数料条例の一部改正について

日出町手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 元 年 9 月 3 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

日出町手数料条例の一部を改正する条例

日出町手数料条例（昭和 51 年日出町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中第 16 号を削り、第 15 号を第 16 号とし、第 6 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 5 号を削り、第 4 号を第 6 号とし、第 1 号から第 3 号までを 2 号ずつ繰り下げ、同項に第 1 号及び第 2 号として次の 2 号を加える。

（１） 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 196 条の規定に該当する者

（２） 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 144 条の規定に該当する者

第 4 条第 2 項中第 21 号及び第 22 号を削り、第 20 号を第 21 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（22） 独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 59 条の規定に該当する者

第4条第2項第19号の次に次の1号を加える。

- (20) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第136条の規定に該当する者

第4条第2項中第27号を削り、第26号を第27号とし、第25号を削り、第24号を第26号とし、第23号の次に次の2号を加える。

- (24) 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第83条の規定に該当する者

- (25) 犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（平成18年法律第87号）第33条の規定に該当する者

第4条第2項に次の1号を加える。

- (30) 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（平成31年法律第14号）第25条の規定に該当する者

別表第1個人番号カード交付事務の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律による戸籍事項の証明に係る手数料を無料にし、その他所要の改正をしたいので提出する。